

会

議

午前10時0分開会

○副議長（江田邦明） 皆様、おはようございます。

開会に当たりましてお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードに設定するか、携帯の電源をお切りいただきますよう、御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は、定足数に達しております。

よって、令和7年1月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

中村 敦議長は、本日、欠席でございます。地方自治法第106条の規定により、私、江田邦明が議長の職を務めさせていただきます。何分にも不慣れでございますので、議事運営につきましては、皆様の御協力をお願いいたします。

ここで報告の件があります。

本日の会議開催に当たり、説明員の須田洋一総務課長が欠席のため、内田陽久人事係長が出席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

---

### ◎会期の決定

○副議長（江田邦明） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日から1月27日までの4日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江田邦明） 御異議はないものと認めます。

よって、会期は4日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に御通知いたしました案のとおりでありますので、御承知願います。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○副議長（江田邦明） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番 柏谷祐也議員、2番 大西將由議員の両名を指名いたします。

---

### ◎諸般の報告

○副議長（江田邦明） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告（令和7年1月臨時会）

最初に、議長会関係について申し上げます。

1月17日、第149回静岡県東部地区市議会議長会が伊東市で開催され、議長、副議長、2名が出席いたしました。この議長会では、伊東市提出の水道事業における財政支援の採択基準要件の緩和について、沼津市提出の高齢者に対する特殊詐欺、強盗等犯罪防止に向けた対策の強化についての議案が審議され、可決されました。

この提出議案2件につきましては、1月30日開催の静岡縣市議会議長会定期総会に提出することに決定いたしました。

次に、友好都市交流について、申し上げます。

1月20日から21日にかけて、葉山町の議員6人が、新庁舎建設に関する行政視察を兼ねて本市を訪問され、正副議長を含む3人の議員でこれをお迎えし、意見交換等を行いました。

次に、行政視察について申し上げます。

1月21日から22日にかけて、産業厚生委員会が、大洗みなとオアシスの取組について等をテーマとして、茨城県東茨城郡大洗町を、下田市との関係強化について等をテーマとして、また東京都荒川区を、それぞれ訪問いたしました。参加された議員の皆様、お疲れさまでした。

次に、市長から提出のありました車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分の報告書1件を配付してありますので、御覧ください。

次に、昨日までに受理いたしました陳情書でございますが、東京都八王子市にお住まいの伊藤氏から2件を受理し、これをデジタル化して提出済みでございますので、改めて御確認ください。

次に、本臨時会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐より朗読いたします。

○局長補佐兼庶務係長兼議事係長（佐々木雅昭） 朗読いたします。

下総総第12号。令和7年1月24日。

下田市議会議長 中村 敦様。静岡県下田市長 松木正一郎。

令和7年1月下田市議会臨時会議案の送付について。

令和7年1月24日招集の令和7年1月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第1号 静岡県市町総合事務組合の規約の一部を変更する規約について、議第2号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第3号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について、議第4号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第5号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第6号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第10号）、議第7号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第8号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議第9号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第10号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、議第11号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）。

続きまして、下総総第13号。令和7年1月24日。

下田市議会議長 中村 敦様。静岡県下田市長 松木正一郎。

令和7年1月下田市議会臨時会説明員について。

令和7年1月24日招集の令和7年1月下田市議会臨時会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

市長 松木正一郎、副市長 高野茂章、教育長 山田貞己、企画課長 鈴木浩之、総務課長 須田洋一、教育委員会学校教育課長 平川博巳、財務課長 大原清志、福祉事務所長 芹澤直人、上下水道課長 土屋 剛。

以上でございます。

○副議長（江田邦明） 以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○副議長（江田邦明） 次は、日程により、議第1号 静岡県市町総合事務組合の規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課係長。

○総務課係長（内田陽久） それでは、議第1号 静岡縣市町総合事務組合の規約の一部を変更する規約についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の1ページをお開きください。

議案のかがみでございます。静岡縣市町総合事務組合の規約の一部を変更する規約について。

地方自治法第286条第1項の規定により、静岡縣市町総合事務組合の規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、構成団体である西豆衛生プラント組合が、令和7年4月1日から名称を西豆広域行政組合に変更することに伴い、同組合規約の一部を変更することについて、同組合の構成団体と協議するためでございます。

次の2ページを御覧ください。

静岡縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約でございます。変更の内容につきましては、議案説明資料にて御説明申し上げます。

お手数ですが、議案説明資料の1ページをお開きください。

規約の一部を変更する規約の新旧対照表で、左側が改正前、右側が改正後、下線箇所が、今回改正となっております。

別表第1及び別表第2中、「西豆衛生プラント組合」を「西豆広域行政組合」に改めるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページにお戻りください。

最後に、附則は、この規約は令和7年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第1号 静岡縣市町総合事務組合の規約の一部を変更する規約についての説明を終了いたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（江田邦明） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江田邦明） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江田邦明） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江田邦明） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江田邦明） 御異議はないものと認めます。

よって、議第1号 静岡県市町総合事務組合の規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議第2号～議第5号の上程・説明・質疑・委員会付託

○副議長（江田邦明） 次は、日程により、議第2号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第3号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について、議第4号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第5号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上、4件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課係長。

○総務課係長（内田陽久） それでは、議第2号 下田市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定から、議第5号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定まで、一括して御説明申し上げます。

今回提案する4件の条例改正は、人事院勧告を勘案した所要の改正でございます。

お手数ですが、議案説明資料3ページをお開きください。

初めに、今回の人事院勧告及び全体の条例改正の概要について、御説明いたします。

1、令和6年人事院勧告の概要についてでございます。

人事院は、令和6年8月8日に、国会及び内閣に対し、人事院勧告を行いました。

人事院勧告は、令和6年度実施分といたしまして、公務員と民間企業の比較におきまして、公務員の月例給、期末勤勉手当のいずれも民間給与を下回っているため、月例給については、初任給及び若年層に重点を置き、職員全体に影響が及ぶように給与月額を引き上げ、期末勤勉手当につきましては、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月引き上げ、4.6月とするものでございます。

2、本市の条例改正についてでございます。

人事院勧告に伴う本市の条例改正につきましては、人事院勧告を勘案いたしまして、月例給につきましては、2の(3)の給料表のとおり、令和6年4月1日に遡及し、1号給から6号給までを改定し、平均改定率を2.38%とするもので、年齢が上がるに従い、改定率は低くなり、若年層と高齢層の格差を抑えるものとなっております。

期末手当及び勤勉手当については、令和6年度12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を合わせて、0.1月分引き上げるもので、令和7年度以降につきましては、6月期及び12月期の支給割合を均等にするものでございます。

また、議員、特別職の常勤職員についても、一般常勤職員と同様、期末手当の支給割合を0.1月引き上げるものでございます。

職種による期末手当及び勤勉手当の支給割合の現行と、今回の改正案につきましては、手当支給割合各表のとおりでございます。

なお、人事院勧告に関しまして、令和7年4月に適用される給与改定につきましては、3月定例会での議案の提出を予定しております。

それでは、議第2号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

お手数ですが、議案件名簿の3ページをお開きください。

議案のかがみでございます。

下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次の4ページの内容のとおり制定するものでございます。

内容につきましては、後ほど議案説明資料にて御説明いたします。

提案理由でございますが、人事院勧告を勘案し、所要の改正を行うためでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明いたします。

議案説明資料の6ページをお願いいたします。

本条例改正の改正前、改正後の新旧対照表でございます。組立方につきましては、期末手

当を令和6年度の12月期分と、令和7年度以降の6月期及び12月期分について定めるため、2条建てとして、左側が改正前、右側が改正後、下線箇所が今回の改正となっております。

初めに、第1条の改正は、期末手当の引上げによるもので、第4条第2項中、12月期の期末手当の支給月数を100分の162.5を100分の172.5に改めるのは、職員同様に0.1月分引き上げるためでございます。

第2条の一部改正は、期末手当の6月期及び12月期の支給割合を均等にするため、第4条第2項中100分の162.5及び100分の172.5を、100分の167.5に改めるものでございます。

議案件名簿の4ページにお戻りください。

最後に附則でございます。第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するというものでございます。

第2項は、第1項の規定による改正後の下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用するという遡及適用を規定したものでございます。

第3項は、改正前の規定で支給された期末手当は、内払いとみなす旨の規定をしたものでございます。

続きまして、議第3号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案件名簿の5ページをお開きください。

議案のかがみでございます。下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例を、次の6ページの内容のとおり制定するものでございます。

内容につきましては、後ほど議案説明資料にて御説明いたします。

提案理由でございますが、人事院勧告を勘案し、所要の改正を行うためでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明いたします。

議案説明資料の7ページをお開きください。

本条例改正の改正前、改正後の新旧対照表でございます。組立方につきましては、2条建てとし、左側が改正前、右側が改正後、下線箇所が今回改正となっております。

第1条の改正は、期末手当の引上げによるもので、第2条第2項中、12月期の支給割合を100分の205から100分の215に改めるのは、期末手当を職員同様0.1月分引き上げるためでございます。

第2条の一部改正は、期末手当の6月期及び12月期の支給割合を均等にするため、第2条

第2項各号の期末手当の支給割合について、100分の205及び100分の215を、100分の210に改めるものでございます。

議案件名簿の6ページにお戻りください。

最後に附則でございます。

第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するというものでございます。

第2項は、第1項の規定による改正後の下田市特別職の常勤職員給与支給条例第2条第2項第2号の規定は、令和6年12月1日から適用するという遡及適用を規定したものでございます。

第3項は、改正前の規定で支給された期末手当は、内払いとみなす旨の規定をしたものでございます。

続きまして、議第4号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の7ページをお開きください。

議案のかがみでございます。下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次の8ページから13ページまでの内容のとおり制定するものでございます。

内容につきましては、後ほど条例改正等の説明資料にて説明申し上げます。

提案理由でございますが、人事院勧告に伴い所要の改正を行うためでございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

本条例改正の組立方につきましては、これまでと同様に、条例の施行日が異なる関係上、2条建てとして、条ごとの改正前、改正後の新旧対照表とし、左側が改正前、右側が改正後、下線箇所が今回改正となっております。

第1条は、給料並びに期末手当及び勤勉手当の一部改正によるもので、第18条第2項中100分の122.5を100分の127.5に改めるのは、職員の期末手当によるもの。100分の68.75を100分の71.25に改めるのは、再任用職員の期末手当によるものでございます。

第19条第2項中100分の102.5を100分の107.5に改めるのは、一般職の勤勉手当によるもの、100分の48.75を100分の51.25に改めるのは、再任用職員の勤勉手当によるものでございます。

「別表第1 給料表」を、9ページから16ページの対照表のとおり改正するものは、給料によるもので、1級は2万2,600円から6,600円の幅で、2級は2万1,900円から3,700円の幅で、3級は1万3,800円から3,700円の幅で、4級は1万800円から4,000円の幅で、5級は

8,600円から4,000円の幅で、6級は8,600円から4,000円の幅で、再任用職員は一律4,000円引き上げるものでございます。

第2条は、期末手当及び勤勉手当について、第18条第2項中100分の127.5を100分の125に改めるのは、一般職員について、同条第3項中100分の71.25を100分の70に改めるのは、再任用職員について、令和7年度以降、期末手当の6月期及び12月期の支給率の平準化を図るためでございます。

第19条第2項中、100分の107.5を100分の105に改めるのは、一般職員について、100分の51.25を100分の50に改めるのは、再任用職員について、令和7年度以降、勤勉手当の6月期及び12月期の支給割合を均等にするためでございます。

議案件名簿の12ページにお戻りください。

最後に、附則でございます。

附則第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するというものでございます。

附則第2項は、第1条の規定による改正の下田市職員の給与に関する条例、別表第1の規定は、令和6年4月1日から、改正後の第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用するという遡及適用を規定したものでございます。

附則第3項は、改正前の規定で支給された給与は、内払いとみなす旨の規定をしたものでございます。

続きまして、議第5号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の14ページをお開きください。

議案のかがみでございます。下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を、次の15ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づき所要の改正を行うためでございます。

条例の内容については、議案説明資料にて御説明いたします。

説明資料の18ページをお願いいたします。

本条例改正の改正前、改正後の新旧対照表でございます。

こちらも組立方については2条建てとし、左側が改正前、右側が改正後、下線箇所が今回改正となっております。

第1条の一部改正は、任期付職員の給与並びに期末手当について改正するもので、第6条

第1項の改正は、給料表について、1級から5級までをそれぞれ1万2,000円から1万9,000円の幅で引き上げるものでございます。

第7条第2項の改正は、期末手当について、100分の170を100分の175に改めるものでございます。

第2条の一部改正は、特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給するもので、第6条第3項の改正は、特定任期付職員業績勤務手当の支給に関する規定を削除するもので、これに伴い、第4項を第3項へ繰り上げるもの。第7条の改正は、給与条例の適用除外に関する規定から第19条の勤勉手当を削除するもの、同条第2項の改正は、期末手当について100分の175を100分の95に改め、期末手当を100分の87.5と定めるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の15ページにお戻りください。

最後に附則でございませう。

附則第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するというものでございませう。

附則第2項は、第1項の規定による改正後の下田市一般職の任期付職員の給与に関する条例、第6条第1項の規定は、令和6年4月1日から、改正後の条例第7条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用するという遡及規定を適用したものでございませう。

附則第3項は、改正前の規定で支給された給与は、内払いとみなす旨を規定したものでございませう。

以上、大変、雑駁な説明ではございませうが、議第2号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定から、議第5号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定までの説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（江田邦明） 当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第2号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江田邦明） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第2号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第3号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江田邦明） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第3号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第4号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、に対する質疑を許します。

○副議長（江田邦明） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 給料表そのものの改訂ではなくて、それに関連する形で質問させていただきたいと思います。

1年の昇給がここ長らくこの各4号にわたっておりまして、その利用状況というんでしょうか、結局、事故等をしたり、体の不調で休まれた職員が、規定どおりではなくて、間の給料を支給をするということの仕組みになっていようかと思いますが、実態として、そういう形のものでどう進められているのか。そしてまた、交通事故等で給料が下げられたとしましても、何年かすれば、当然、元へ戻って、何ら変わらない、ほかの健常な方と変わらない仕事そのものができる、こういう形になろうかと思いますが、当然、ある一定の時期で給与の復元を図るということが、私は必要ではないかと思いますが、どのような運用をされているのか。給料表そのものでなくて恐縮でございますが、お尋ねをしたいと思います。

それから、1級は6年、2級は6年、3級は4年という形で、主査、係長、試験を受けて昇給をしていくということになろうかと思いますが、5級の課長補佐や課長の昇任については、どのように運用をしているのか、その選出方法について、一定の、当然、多くの職員自身が承知している規則といいますか、こういう形でこういう努力をした人が課長になるんですよと。そういう明確なものが必要かと思いますが、それらのものは、この昇給、給料改定と合わせてどのように運用されているのか、お尋ねをしたいと思います。

○副議長（江田邦明） 総務課係長。

○総務課係長（内田陽久） 私のほうから、まず昇給の関係と、それから5級、6級の職員の昇格について、どういった基準があるのかという2点について、お答えしたいと思います。

まず、昇給に関してでございますが、ルールといたしましては、昇給の前1年間、1月1日の基準日になりますが、良好な成績で勤務した職員については、4号給というルールがございまして、さらに55歳を超える職員については、2号給、課長級職員については3号給というのが標準的な仕組みということになってございます。

それに満たない場合ということにつきましては、号給の数も、基準というものがございまして、例えば4号給に満たない場合の事例とかで見ますと、懲戒処分を受けている場合ですとか、正当な理由がなく勤務を欠いた場合、それから基準期間が1年間の6分の1に相当する期間以上、勤務をしない場合などが、こういった場合に差が生じることがございます。

これらの理由につきましては、自動的に元に戻るというものではございませんが、例えば先ほど言った勤務を欠く場合でありましても、公務災害による休暇の場合ですとか、あるいは育児休業の場合とかにつきましては、勤務を欠いても、それによって支障が生じるというような仕組みにはなっていないというところでございます。

それから、昇格についてでございます。

4級係長職から5級の課長補佐に上がる基準ということでございますが、明文上の基準があるわけではございませんが、こちらについては、年齢で見ますと標準年齢が49歳程度で、かつ係長の在職の期間を3年以上というのが事実というか、運用ということでやらせていただいているところでございます。

それから、課長補佐から課長級でございますが、こちらは当然、どうしても数が限りがあるものでございますが、本人の資質であるとか、経験、それから本人の希望なども勘案した中で、総合的に判断をして、昇格を行っているというところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田邦明） 沢登議員、よろしいでしょうか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 御答弁ありがとうございました。そうしますと、5級から6級に上がる、いわゆる課長補佐から課長になられる方は、その方の御希望や資質を見て市長が判断をされると、そういう答弁をいただいたということによろしいのでしょうか。

それから、4号給云々って御説明いただきましたけれども、その点について、もう一度御説明いただきたいと思えます。

4号給というのは、1から4号の号給を指しているのか、どこを指しているのか、ちょっと分かんなかったもんですから、再度お尋ねしたいと思えます。

○副議長（江田邦明） 総務課係長。

○総務課係長（内田陽久） まず5級から6級の説明については、先ほどの説明のとおり、資質や経験、本人の希望などを総合的に判断し、市長が人事異動という形で決定をしているというものでございます。

それから、4級から5級の、4級ということでございますが、4級というのが主査、係長級が4級ということでございます。主査、係長級から課長補佐級の5級に昇格するとき、それを先ほども申しましたとおり、標準年齢でいうと49歳、係長の3年以上というのが一応の目安になっているというところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田邦明） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 事故等、あるいは産休等では、そういうことを生じないのかなのか、そこら辺の点について、再度お尋ねをしたいと思います。

その御説明がちょっと、きっちり理解できなかったものですから、具体的な事例がどうか含めて、御説明いただくと大変ありがたいと思います。

交通事故等を起こして、給料が下げられる経過がずっと続くような人がいるのかいないのか、そしてそういう人の復元というのは、ある一定の時期に図られるのか図られないのか。退職するまで続いてしまうというような仕組みになっているのかなのか、そこら辺を再度確認をしたいと思います。

○副議長（江田邦明） 質問者にお尋ねいたします。本議案に対する直接的な内容の質問でないので、総務課係長も可能な範囲での答弁ということで御理解いただきたいと思います。

総務課係長。

○総務課係長（内田陽久） 先ほど、例えば育児休業の場合とかですと、通常昇給がないわけですが、復職したときに、通常勤務したものと換算して、元の号給とか、通常に昇給したのと同様の号給に戻るといったことですので、それによって本人に不利益が生じるということはないということでございます。

それから、例えば交通事故とかというような話だったと思いますが、懲戒処分、仮に受けた場合には、昇給が、通常4号給のところを、それを下回る場合があるということでございまして、それが自動的に何かのタイミングで戻るといったことはないということでございます。

以上でございます。

○副議長（江田邦明） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江田邦明） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第4号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第5号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

の制定について、に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江田邦明） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第5号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

---

◎議第6号～議第11号の上程・説明・質疑・委員会付託

○副議長（江田邦明） 次は、日程により、議第6号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第10号）、議第7号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第8号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議第9号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第10号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、議第11号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）、以上6件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（大原清志） 議第6号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第10号）から議第9号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）まで、一括して御説明申し上げます。

まず、水色の補正予算書と、補正予算の概要の御用意をお願いいたします。

初めに、議第6号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第10号）について、御説明申し上げます。

今回の臨時議会における補正予算につきましては、先ほど総務課より説明申し上げましたが、人事院勧告を勘案した給与条例等の一部改正に伴い、一般会計、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計及び水道、公共下水道事業会計において、議員、特別職の期末手当の引き上げ、会計年度任用職員を含む職員給与及び期末勤勉手当の改正分を計上したほか、普通交付税の追加交付、国の施策であります物価高騰対応重点支援給付金に係るシステム改修等を合わせて予算計上したものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度下田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,594万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億92万

5,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算の概要、2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。総務課関係。

20款5項4目20節雑入32万5,000円の増額は、人件費の増に伴う派遣職員受入金の増額でございます。

企画課関係、14款2項1目4節国庫物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金600万円の追加は、低所得世帯支援として行われる給付事業を実施するためのシステム改修費に係るものでございます。

財務課関係、10款1項1目1節普通交付税1億3,947万7,000円の増額は、国の令和6年度補正予算におきまして、国税収入の増額補正等に伴い、地方交付税が増額され、再算定が行われた結果、追加交付を受けるものでございます。そのうち、3,819万4,000円分は、令和7年度と8年度において、臨時財政対策債償還分として、基準財政需要額に算入される2分の1の金額を前倒し交付されたもので、減債基金に積み立てて運用するものでございます。

環境対策課関係、20款5項4目10節一部事務組合事務取扱受入金は人件費に係るもので、充当先の変更のみ。

選挙管理委員会事務局関係、14款3項1目4節国庫、衆議院議員選挙委託金5万8,000円の増額から、15款3項1目3節県費、静岡県知事選挙委託金8万円の増額は、いずれも人勧による人件費の増によるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出でございますが、各事業にございます職員人件費、会計年度任用職員人件費等の増減につきましては、人事院勧告に伴う調整となっておりますので、詳細につきましては説明を省略させていただきます。

議会事務局関係、1款1項1目1番事業、議会事務53万2,000円の増額は人件費。

総務課関係、2款1項1目100番、総務関係人件費428万円の増額から、同2目0110人事管理事務219万6,000円の増。同7目0142庁舎管理事業15万円の増、同0220施設管理事業157万

2,000円の増、同5項1目0650統計調査総務事務39万5,000円の増、同9項1目0910、電算処理総務事務38万9,000円の増までは人件費でございます。

企画課関係、2款1項8目0240地域振興事業348万6,000円の増額は人件費。

財務課関係、2款1項3目、0140行政管理総務事務81万6,000円の増額から、同12目0300財政管理事務100万2,000円の増額、同15目0350工事検査事務34万9,000円の増額までは人件費、同18目0385減債基金、5,392万5,000円の増額は、追加交付されました普通交付税のうち、臨時財政対策債償還基金分として前倒し交付された3,819万4,000円のほか、地方債残高の増額に対応するため、その他余剰分1,573万1,000円を合わせて積み立てるものでございます。

出納室関係、2款1項13目0320、会計管理事務92万7,000円の増額は人件費。

税務課関係2款2項1目0450税務総務事務386万6,000円の増額から、同2目0470、市民税課税事務11万2,000円の増額。同0471資産税課税事務32万6,000円の増額。同0475賀茂地方税債権整理回収協議会推進事務2,000円の増額までは人件費。

防災安全課関係、2款8項1目0860防災対策総務事務121万8,000円の増額から、6ページ、7ページをお開きください。

3款5項3目1841災害対策事務10万円の増額、8款1項2目5810、消防団活動推進事業90万3,000円の増額までは人件費でございます。

市民保健課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務151万4,000円の増額から、同0505住民基本台帳ネットワーク事務97万4,000円の増額、3款6項1目1850国民年金事務48万円の増額は、人件費。同7項1目1901国民健康保険会計繰出金228万9,000円の増額及び同8項1目1950介護保険会計繰出金270万8,000円の増額は、いずれも人件費に係る繰出金でございます。同9項1目1960後期高齢者医療事業32万3,000円の増額は人件費、同1965後期高齢者医療会計繰出金80万9,000円の増額は、人件費に係る繰出金、同1970保健事業と介護予防の一体的実施事業19万6,000円の増から、4款1項1目2000番、保健衛生総務事務140万2,000円の増、同2目2020予防接種事業26万9,000円の増。同3目2045出産子育て応援給付事業24万5,000円の増、同4目2150健康増進事業32万4,000円の増までは人件費。

福祉事務所関係、3款1項1目1000番、社会福祉総務事務241万1,000円の増から、同1020物価高騰対応重点支援給付金事業20万9,000円の増額。同1021物価高騰対応重点支援給付金事業、子育て世帯等分の1万9,000円の増。同1022物価高騰対応重点支援給付金事業調整給付75万円の増までは人件費分。同1023物価高騰対応重点支援給付金事業600万円は、7年度予算において、新たに交付します給付金に係るシステム改修費でございます。

同 2 目1052在宅心身障害者（児）援護事業32万4,000円の増額から、同 3 項 1 目1451子育て支援対策事業6,000円の増額、同 4 項 1 目1750生活保護総務事務144万1,000円の増額は人件費。

8 ページ 9 ページをお開きください。

環境対策課関係、4 款 2 項 1 目2250清掃総務事務228万3,000円の増額から、同 5 目2381環境衛生事業 6 万9,000円の増額。同 9 目2405広域ごみ処理施設整備事業28万6,000円の増額までは人件費でございます。

産業振興課関係、5 款 1 項 1 目3000番、農業委員会事務52万2,000円の増額から、同 2 目3050農業総務事務119万7,000円の増額。同 3 目3100農業振興事業 4 万3,000円の増額、同 5 目3250基幹集落センター管理運営事業 6 万9,000円の増額、同 2 項 1 目3353鳥獣被害対策事業55万6,000円の増額、同 4 項 2 目3750旅行管理事業81万3,000円の増額。6 款 1 項 1 目4000番、商工総務事務103万1,000円の増額までは人件費。

観光交流課関係、6 款 2 項 1 目4200観光まちづくり総務事務265万9,000円の増額から、同 4356旧澤村邸管理事業35万4,000円の増額は人件費。

建設課関係、7 款 1 項 1 目4500土木総務事務206万3,000円の増額から、同 2 目4501地籍調査事業36万3,000円の増額、同 2 項 1 目4550道路維持事業43万7,000円の増額、同 5 項 1 目5150都市計画総務事務200万1,000円の増額、同 5 項 2 目5180伊豆縦貫道建設促進事業84万6,000円の増額、10款 2 項 2 目7351公共道路橋梁施設災害復旧事業（6 月18日災）4,000円の増額は、いずれも人件費。

学校教育課関係、3 款 3 項 3 目1550公立保育所管理運営事業602万1,000円の増額から、同 5 目1670認定こども園管理運営事業756万5,000円の増額。

10ページ、11ページをお開きください。

同 6 目1452放課後児童対策事業374万5,000円の増額。同 8 目1745地域子育て支援センター運営事業35万4,000円の増額、同 9 目1748ファミリーサポートセンター事業35万4,000円の増額、9 款 1 項 2 目6010教育委員会事務局総務事務278万4,000円の増額。同 4 目6030児童生徒適応指導事業 3 万4,000円の増額。同6031特別支援教育体制推進事業168万8,000円の増額までは人件費でございます。

同 7 目6047学校施設整備基金250万円の増額は、旧下田東中学校に係ります文部科学省への用途廃止後の財産処分手続によるもので、廃止後の活用が有償活用であることから、文部科学省の指示により、国庫返納金相当額を学校施設整備基金へと積み立てるものでございま

す。

同 2 項 1 目 6050 小学校管理事業 138 万 8,000 円の増額から、同 2 目 6090 小学校教育振興事業 11 万 5,000 円の増額は人件費、同 3 項 1 目 6150 中学校管理事業 50 万 8,000 円の増額は、人件費及び国庫返還金 2,000 円は、下田東中学校に係ります文部科学省への用途廃止後の財産処分手続によるものでございます。

同 2 目 6190 中学校教育振興事業 11 万 6,000 円の増額は人件費。

生涯学習課関係、9 款 4 項 1 目 6350 社会教育総務事務 165 万円の増額から、同 4 目 6500 芸術文化振興事業 33 万 9,000 円の増額。同 6 目 6600 図書館管理運営事業 112 万 5,000 円の増額、同 7 目 6650 市史編さん事業 20 万 6,000 円の増額までは、人件費でございます。

選挙管理委員会事務局関係、2 款 4 項 1 目 0550 選挙管理委員会事務 20 万円の増額、同 3 目 0580 下田市長選挙事務 6 万 4,000 円の増額、同 6 目 0582 静岡県知事選挙事務 8 万円の増額、同 7 目 0584 衆議院議員選挙事務 5 万 8,000 円の増額までは、人件費でございます。

監査委員事務局関係、2 款 6 項 1 目 0700 監査委員事務 21 万 1,000 円の増額は、人件費でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第 6 号 令和 6 年度下田市一般会計補正予算（第 6 号）の説明を終わらせていただきます。

○副議長（江田邦明） 説明の途中ですが、ここで、休憩したいと思います。

11 時 15 分まで、15 分間の休憩といたします。

午前 10 時 58 分休憩

---

午前 11 時 15 分再開

○副議長（江田邦明） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、説明をお願いいたします。

財務課長。

○財務課長（大原清志） 続きまして、議第 7 号 令和 6 年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、御説明申し上げます。なお、これから説明いたします国保会計のほか、介護保険、後期高齢者医療特別会計の補正は、いずれも人事院勧告による人件費に伴う補正のみとなっております。

補正予算書の 49 ページをお開きください。

令和 6 年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところに

よるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ228万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億462万2,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の50ページから53ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要、12ページ、13ページをお開きください。

歳入でございます。6款1項1目5節事務費等繰入金228万9,000円の増額は、いずれも人件費に対する繰入でございます。

14ページ、15ページをお開きください。

歳出でございます。1款1項1目8300国民健康保険総務事務187万8,000円の増額及び、同2項1目8321国民健康保険徴収事務41万1,000円の増額は、人件費でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第7号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第8号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の71ページをお開きください。

令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ333万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ28億8,562万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、補正予算書の72ページから75ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要16ページ、17ページをお開きください。

歳入でございます。3款2項3目1節国庫、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分41万5,000円の増額から、6款2項2目1節県費地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分20万8,000円の増額。

8款1項3目1節一般会計繰入金、地域支援事業交付金繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）現年度分20万8,000円の増額、8款1項4目1節一般会計繰入金・その他一般会計繰入金・職員給与費等繰入金176万2,000円の増額、8款1項4目2節一般会計繰入金・その他一般会計繰入金・事務費等繰入金73万8,000円の増額までは、いずれも人件費の増額に伴うものでございます。

18ページ、19ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目9200介護保険総務事務176万2,000円の増額から、同3項2目9207認定調査等事務73万8,000円の増額。3項1項2目9347介護予防ケアマネジメント事業25万円の増額。同3項1目9394総合相談事業9万8,000円の増額。同3目9353包括的・継続的ケアマネジメント事業73万1,000円の増額は、いずれも人件費でございます。

7款1項1目予備費24万8,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第8号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第9号 令和6年度市下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の95ページをお開きください。

令和6年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,084万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の96ページから99ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要、20ページ、21ページをお開きください。

歳入でございます。3款1項1目1節事務費繰入金80万9,000円の増額は、人件費に伴うもの。

22ページ、23ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目 8700 後期高齢者医療総務事務 80 万 9,000 円の増額は人件費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第 9 号 令和 6 年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

以上、議第 6 号 令和 6 年度下田市一般会計補正予算（第 10 号）から、議第 9 号 令和 6 年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）まで、一括して御説明申し上げます。

○副議長（江田邦明） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 続きまして、議第 10 号 令和 6 年度下田市水道事業会計補正予算（第 2 号）及び議第 11 号 令和 6 年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）を一括して御説明申し上げます。

申し訳ありませんが、お手元に下田市公営企業会計補正予算書の御用意をお願いいたします。

まず水道事業会計です。議第 10 号 令和 6 年度下田市水道事業会計補正予算（第 2 号）の内容ですが、収益的支出及び資本的支出ともに人事院勧告に伴う人件費の増額に対応した補正予算を編成したものでございます。

補正予算書の 1 ページをお開きください。

まず第 1 条でございますが、令和 6 年度下田市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は次に定めるといふものでございます。

第 2 条は、業務の予定量で、令和 6 年度下田市水道事業会計予算、第 2 条を次のとおり補正するものとしまして、第 4 号の主要な建設改良事業として、建設改良工事費及び第 6 次拡張事業費の合計 4 億 3,840 万円を 4 億 3,882 万 6,000 円に改めるものでございます。

第 3 条は、収益的収入及び支出で、予算第 3 条を次のとおり補正するものとしまして、第 1 款水道事業費用を 297 万 6,000 円増額し、6 億 2,511 万 7,000 円とするもので、その内訳としましては、第 1 項営業費用を 297 万 6,000 円増額し、5 億 7,539 万円とするものでございます。

第 4 条は、資本的収入及び支出で、予算第 4 条を、本文括弧書き中の、不足する額 2 億 7,346 万 7,000 円を、不足する額 2 億 7,388 万 3,000 円に、当年度分損益勘定留保資金 2 億 3,621 万 3,000 円を当年度分損益勘定留保資金、2 億 3,613 万 4,000 円に、減債積立金 594 万 1,000 円を減債積立金 644 万 6,000 円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するもので、第 1 款資本的支出を 42 万 6,000 円増額し、5 億 8,222 万円とするもので、その内

訳としましては、第1項建設改良費を42万6,000円増額し、4億3,910万8,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費といたしまして、予算第9条を次のとおり補正するもので、第1号は、職員給与費8,996万9,000円を9,337万1,000円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

4ページ、5ページのほうをお開きください。

令和6年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的支出でございます。

1款水道事業費用を297万6,000円増額するもので、1項営業費用297万6,000円増額するものですが、内訳としましては、3目受託工事費、4目業務費及び5目の総係費の増額は、人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。

資本的支出でございます。

1款資本的支出を42万6,000円増額するもので、1項改良工事費、1目改良工事費の増額は、人事院勧告に伴う増額でございます。

8ページから9ページまでは、給与費明細でございます。

11ページから13ページを御覧ください。

令和6年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第2号の予定額を増額したもので、11ページ末尾に記載してございますように、資産合計は72億463万2,000円となるもので、13ページ末尾に記載してあります負債資本合計は72億463万2,000円になり、資産と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

続きまして、14ページをお開きください。

令和6年度下田市水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュフローが1億8,556万9,000円、投資活動によるキャッシュフローがマイナス4億135万円、財務活動によるキャッシュフローが1億5,861万7,000円となり、資本減少額が5,716万4,000円となるもので、資金期首残高4億4,329万2,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が3億8,612万8,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第10号 令和6年度下田市水道事業補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第11号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算(第2号)の内容

でございますが、収益的支出及び資本的支出ともに、人事院勧告に伴う人件費の増額に対応した補正予算を編成したものでございます。

すみません、補正予算書の23ページをお開きください。

第1条でございますが、令和6年度下田市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第2条は、業務の予定量で、令和6年度下田市公共下水道事業会計予算（第2号）を次のとおり補正するものに対しまして、第4号の主要な建設改良事業として、管渠整備事業費及び処理場改良事業費の合計を、2億3,333万9,000円を2億3,399万8,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、第3条を次のとおり補正することといたしまして、1款公共下水道事業を30万1,000円増額し、7億4,698万3,000円とするもので、その内訳としましては、第1項営業費用を30万1,000円増額し、6億9,704万8,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書き中、不足する額4億2,083万5,000円を、不足する額4億2,149万4,000円に。当年度利益剰余金予定処分額6,174万7,000円を、当年度利益剰余金予定処分額6,240万6,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するもので、第1款資本的支出を65万9,000円増額し、6億2,173万3,000円とするもので、その内訳としましては、第1項建設改良費を65万9,000円増額し、2億3,399万9,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、予算第9条を次のとおり補正するもので、第1号は、職員給与費3,704万1,000円を、3,800万1,000円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

26ページ、27ページをお開きください。

令和6年度下田市公共下水道事業会計予算実施計画の収益的支出でございます。

1款公共下水道事業費用を30万1,000円増額するもので、1項営業費用を30万1,000円の増額ですが、4目の総係費の増額は、人事院勧告に伴う人件費の増額です。

28ページ、29ページをお開きください。

資本的支出でございます。1款資本的支出を65万9,000円増額するもので、1項建設改良費、1目管渠整備事業費、2目処理場改良事業費の増額は、人事院勧告に伴う人件費の増額

でございます。

30ページから32ページは、職員給与費でございます。

33ページから35ページを御覧ください。

令和6年度下田市公共下水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第2号の予定額を増額したもので、33ページ末に記載してあります資産合計は、104億4,525万4,000円となるもので、35ページ末尾に記載してあります負債資本合計は104億4,525万4,000円となり、資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

36ページをお願いいたします。

令和6年度下田市公共下水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。業務活動によるキャッシュフローが3億1,984万8,000円、投資活動によるキャッシュフローがマイナス1億5,208万円、財務活動によるキャッシュフローがマイナス2億5,028万9,000円となり、資金減少額が8,252万1,000円となるものでございます。

資金期首残高1億9,735万7,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が1億1,483万6,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議題10号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）及び議第11号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副議長（江田邦明） 議第6号議案から議第11号議案までの当局の説明は終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

午前11時37分休憩

午前11時48分再開

○副議長（江田邦明） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいま休憩中に行われました議会運営委員会での協議内容を、議会運営委員長 沢登英信議員より説明を申し上げたいと思います。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） ただいま協議しました内容は、当局より字句の訂正の申出がございました。

差し替えてはいかがかということで、当局は考えているようでございますが、内容的には、

令和7年1月下田市議会臨時議会議事日程、皆さんのところに日程表が届いていようかと思いますが、この中の議第8号 令和6年度下田市介護保険事業特別会計補正予算となっておりますが、この中の介護保険事業が要らない、介護保険特別会計補正予算ということが、皆さんの予算書の配付に書かれている正式の名称であるということが一つでございます。

同様に、令和7年度下田市市議会臨時議会議案件名簿でございます。この名簿でございますが、この名簿にも、同様に、議第8号 令和6年度下田市介護保険事業特別会計、「事業」という言葉が入っておりますので、これが誤記であるということで、「事業」の2文字を消していただきたい、こういう提案を当局からなされまして、議運が開催された結果、これは字句の軽微な間違いであるということで、議長のほうから、議員としてはここを訂正をさせていただくということ、皆さんにお伝えをして、議事を進めていきたいという具合に結論に至ったものでございます。

以上です。

○副議長（江田邦明） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 議会の貴重な時間をいただき、誠に申し訳ございません。

今、委員長からお話しございましたように、今回、提出をさせていただきました議案件名簿、こちらの中の議第8号 令和6年度下田市介護保険事業特別会計補正予算、こちらの表記につきまして、「事業」が不要な案件でございました。後ほどまた正しいものにつきましては配付をさせていただきますが、現時点におきまして訂正ということで、お願いをしたいというふうに思います。

今後また資料作成におきましては、こうしたことが起こらないように、十分注意してまいります。

本日は誠に申し訳ございませんでした。よろしく申し上げます。

○副議長（江田邦明） 本件に対しまして、何か質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江田邦明） それでは、私のほうからは、発言の訂正をお願いしたいと思います。

一括6件を議題とする前に、私のほうから申しあげました「議第8号 令和6年度下田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」を、「議第8号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）」と改めさせていただきたいと思います。

それでは、休憩前に引き続き、これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第6号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第10号）に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 予算書の3ページの地方交付税の1億3,947万7,000円について、お尋ねをしたいと思います。

御説明ですと、国のほうの交付税の財源等を含めた計算のし直しによって、1億3,900万余の地方交付税が入ることになったと、こういう説明でございますが、こういう計算のし直しというのは、今後もあるのかと。今年の2月、3月に含めて、再度、こういうことがあるのかということが1点でございます。

そういう意味では、交付税がきっちり、地方交付税が確定する時期というのは、含めて、いつになるのかと。

それから、1億3,947万7,000円の多くは、減債積立金として幾らでした。五千三百何万か積んでいようかと思いますが、この時点での交付税の増についての使い道というんでしょうか、この1億3,947万7,000円をどのように使うような予算措置になっているのか。予算書を見れば分かるということではあるかと思いますが、御説明いただければありがたいと思います。

それから、この物価高に対するシステムの改修が600万ほど歳入で受けて、同じく歳出で600万ほど出していようかと思うわけでありまして、システム改修、来年に向けての交付をするためのシステム改修ということであろうかと思いますが、しからば、この来年に行う物価高の支援という事業は、どういう事業になるのか。電気料やガソリンや、あるいは食品の・・や等々あるかと思いますが、そう考えてみますと、やはり国の施策としてくる施策について、600万の金をもらって600万の支出をするという、こういう仕組みになって、電算等のシステムが、それぞれの自治体で異なっているので、各自治体でやりなさいと、こういうことになってこようかと思うんですが。

しからば、600万のシステム改修は、既にもうやる会社、恐らくシステムが決まっているわけですから、ほとんど決まっているということになってくるんじゃないかと思うんですが。

そうしますと、600万以上かかった場合にどうするんだと、あるいは600万円以下の場合にはどうするんだと、支出がですね。いうことが出てこようかと思いますが、その点はどのように理解をしたらよろしいのか、お尋ねをしたいと思います。

それからもう1点。東中学の件ではないかと思うんですが、警察のほうに、中学校の施設を貸したと。したがって、ごめんなさい、説明書の10ページ、11ページです。学校施設整備基金250万円を、施設整備に積み立てるんだということになっていまして、そして中学校管

理事業で50万8,000円、国庫返還金が2,000円という具合に書いてございますが、6047事業と6150事業の関係はどういう具合になっているのかという点と、学校施設整備基金に積み立てた250万円は、どのように今後使おうとしているのかという点を、併せてお尋ねしたいと思います。

○副議長（江田邦明） 財務課長。

○財務課長（大原清志） それでは、私のほうからは、まず交付税の関係について答弁させていただきます。

普通交付税がございます。こちらにつきましては、通常、7月中に交付決定をされるというものでございます。

若干、今回の追加交付に当たりまして、交付税の概要について説明をさせていただきたいと思っております。

交付税を交付するに当たりまして、国の予算に交付税特別会計というものがございまして、基本的には、所得税、法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額、こちらを財源として交付税特別会計というものがつくられてございます。

こちらのうち、94%が普通交付税として、6%が特別交付税として、地方に配分されるものでございます。

今回につきましては、円安等の関係で、国全体といたしまして、こちらの税収が非常に多かったというもので、今年度のみ措置として、再算定をされて追加交付されたというものでございます。

ちなみに、この再算定、近年で言いますと、令和3年度、令和5年度、令和6年度という形で再算定で追加交付のほうがされてございます。

来年度以降、追加交付があるかどうかというのは分かりません。あくまでも今回の通過交付は、令和6年度のみ措置ということで、追加交付されているものでございます。

そして、普通交付税の使い道というものでございますけれども、議員も御存じのとおり、普通交付税というものは、一般財源という形になっていきますので、何に使うというようなものはなくて、今回の補正につきましては、人勸等により、多くの歳出増があったのですけれども、こちらの財源を使わせていただいてやらせていただいたというものでございます。

あと1点、補足といたしまして、今回の地方交付税算定上におきまして、臨時財政対策債の償還基金費という説明をさせていただきました。

これはどういうことかと言いますと、普通交付税の算定に当たりまして、臨時財政対策債

というのも、一緒に市町が借りる借金としてございます。こちらについては、後年度に交付税において100%負担するという制度でございますけれども、その分、令和7年度、令和8年度に交付税として渡す分の2分の1を、今年度、国の特会がありますので、前倒して今年度払うというものでございます。

ですから、その分、令和7年度、8年度の交付税の交付金額は減るという制度になってございます。

以上でございます。

○副議長（江田邦明） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） 私のほうからは、予算書23ページの1023事業のシステム改修委託について御質問がございましたので、これに答えてまいりたいと思います。

まず、どのような給付金の事業なのかというお尋ねがございました。これにつきましては、昨年11月に閣議決定をされました国の経済対策の中で、低所得世帯支援枠というのがございまして、そちらの標準事業ということで、物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を目的といたしまして、令和6年度におきまして、個人住民税の均等割が、非課税の世帯に対して1世帯当たり3万円を支給するというものでございます。

また、この世帯の中に、18歳以下の児童がいた場合には、1人当たり2万円を支給していくといった内容の給付金事業でございます。

それから、システム改修を実施する、受託する会社ということでお尋ねがございましたが、こちらにつきましては、給付金の対象者を抽出して、データを整える委託内容になってまいります。

抽出して、それを整理して、台帳を整理するといった業務内容になってまいりまして、このシステムベンダーが、下田市のほうは決まった業者がございまして、今までの住民基本台帳ですとか、税務情報を扱っているシステムがございまして、そちらのベンダーと契約をしております。

それから、予算が600万円以上かかった場合と、余る場合と、どうするのかというお尋ねがございましたけれども、予算については、システムのベンダーから見積りをいただいておりますので、それに基づいて今回、計上をさせていただいておりますので、上回るということは、今のところは想定してございません。

また、余った場合には、不用額ということで調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（江田邦明） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 私からは、6047学校施設整備基金の関係と合わせて、国庫返還金のお答えいたします。

こちらのほうは、議員お見込みのとおり、東中学校の貸与分に係る部分として、有償貸与財産の転用の条件として、国のほうから、要は国庫補助事業の完了後、10年以上経過したものに対して、その分は学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立てるということを求められております。

そちらがこちらの分の積立金というふうな形になります。

返還金は、逆に10年未満のものという形になりまして、こちらのほうが対象になりますのが、平成27年度に実施した防災機能強化事業ということで、東中学校の屋内運動場の改修工事を天井のLED化の工事をしておりまして、こちらが対象となるものです。

10年未満なんですが、こちらの処分制限期間というのが8年間ということで、国のほうから示されておりまして、実際、平成27年度に事業実施したものですから、翌年から令和6年3月末までがこの処分期間という計算になりまして、下田警察のほうには、貸付けが令和6年3月1日からということで、令和6年3月の一月分が対象になるということで、その分を計算すると、国庫返還金が1,264円ということで、現在、示されておりますので、今回、補正をするということで、2,000円を計上させていただいたというような形になります。

同じように、10年以上の事業に対して、計算をされたそれぞれの、新築ですと、昭和41年からの分の事業に対して、国のほうが計算をしてありまして、そちらの分で全て合わせて、金額が245万6,507円以上を積み立てることということで、示されてやっておりますので、そちらのほうを積み立てるということで予定をしております。

以上でございます。

○副議長（江田邦明） 質疑の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

13時5分まで、1時間休憩いたします。

午後0時06分休憩

---

午後1時5分再開

○副議長（江田邦明） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 午前中の答弁、ありがとうございました。

普通交付税の1億3,947万7,000円、これによって人勧の人件費分も賄うことができるというこういう御答弁もいただいたわけでありますが、そうしますと、1億3,947万7,000円の普通交付税が交付される根拠はどこにあるのかということをお尋ねをしたいと思うわけであります。

例えば、庁舎を建設するに当たって、前の市長のときに、約1億6,000万ほどで土地を購入して、現在、駐車場にしている。こういうようなものが交付税の基礎の算入にされているのかと。これらを含めて、1億3,947万7,000円を追加で、国から交付していただけた根拠というんでしょうか、主なる、この金額になる理由はどの辺にあるのかという点について、お尋ねをしたいと思います。

○副議長（江田邦明） 財務課長。

○財務課長（大原清志） こちらにつきましては、追加交付ということで、元からルールづけされていて、計算の上、交付されたものではないということです。

今回、追加交付に当たって、人口1人当たりの事業所数、1人当たりの各産業売上代、年少者人口比率、高齢者人口比率、障害者人口比率ということで、追加交付に当たって、総務省のほうで特別に基準を設けまして、各市町のほうに配分されたという形になります。

ですから、今回の追加配分については、令和6年度、今回限りというものでありまして、この計算式等が翌年度以降、何ら影響するものではないということでございます。

以上です。

○副議長（江田邦明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江田邦明） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第6号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第7号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江田邦明） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第7号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第8号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江田邦明） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第8号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第9号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江田邦明） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第9号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第10号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江田邦明） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第10号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第11号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江田邦明） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第11号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

---

○副議長（江田邦明） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもって、散会いたします。

午後1時09分閉会